

定 款

2025年6月19日

日本電信電話株式会社

日本電信電話株式会社定款

昭和 6 0 年 3 月 2 3 日 認 可
昭和 6 1 年 6 月 2 6 日 改 正 認 可
昭和 6 3 年 6 月 2 9 日 改 正 認 可
平成 3 年 6 月 2 7 日 改 正 認 可
平成 6 年 6 月 2 9 日 改 正 認 可
平成 7 年 6 月 2 9 日 改 正 認 可
平成 1 1 年 6 月 2 9 日 改 正 認 可
平成 1 2 年 6 月 2 9 日 改 正 認 可
平成 1 4 年 6 月 2 7 日 改 正 認 可
平成 1 5 年 6 月 2 7 日 改 正 認 可
平成 1 6 年 6 月 2 9 日 改 正 認 可
平成 1 8 年 6 月 2 8 日 改 正 認 可
平成 2 0 年 6 月 2 5 日 改 正 認 可
平成 2 1 年 6 月 2 4 日 改 正 認 可
平成 2 7 年 6 月 2 6 日 改 正 認 可
2 0 2 2 年 6 月 2 4 日 改 正 認 可
2 0 2 3 年 6 月 2 2 日 改 正 認 可
2 0 2 5 年 6 月 1 9 日 改 正 認 可

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 本会社は、日本電信電話株式会社等に関する法律により設立し、NTT株式会社と称する。

2 前項の商号は、英文ではNTT, Inc.とする。

(目的)

第 2 条 本会社は、NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社（以下「地域会社」という。）がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、地域会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする。

2 本会社は、次に掲げる業務を営むものとする。

- (1) 地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使をすること。
 - (2) 地域会社に対し、必要な助言、あっせんその他の援助を行うこと。
 - (3) 電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うこと。
 - (4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務
- 3 本会社は、前項に規定する業務を営むほか、その目的を達成するために必要な業務を営むことができる。

(本店所在地)

第3条 本会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関)

第5条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次に掲げる機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数は、1,548億2,302万2,500株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 本会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 本会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

(株式取扱規則)

第11条 本会社の株式及び新株予約権に関する手続及び手数料並びに株主の権利行使に関連する事項は、法令又はこの定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定める株式取扱規則による。

(住所等の届出)

第12条 株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、その氏名及び住所を本会社に届け出なければならない。その変更があったときも、同様とする。

- 2 外国に居住する株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、日本国内に仮住所又は代理人を定め、本会社に届け出なければならない。その変更があったときも、同様とする。
- 3 第1項の規定は、前項の代理人に準用する。
- 4 第1項から第3項までの届出をしない者に対しては、そのために生じた損害について、本会社はその責に任じない。

(株主名簿管理人)

第13条 本会社は、株主名簿管理人を置き、株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務を委託する。

- 2 株主名簿管理人、その設置の場所及びその権限は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定めて公告する。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第14条 本会社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、取締役会の決議に基づいて、社長が招集する。

- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 3 本会社は、感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

（定時株主総会の基準日）

- 第15条 本会社は、毎年3月31日における株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。

（電子提供措置等）

- 第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（議長）

- 第17条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。
- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

（決議方法）

- 第18条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

- 第19条 株主又はその法定代理人は、本会社の議決権を有する株主1名を代理人として、その議決権の行使を委任することができる。また、政府、地方公共団体又は法人が株主である場合には、政府職員、地方公共団体職員又は使用人に議決権の行使を委任することができる。
- 2 株主又はその法定代理人が議決権の行使を委任するには、株主総会毎にあらかじめ本会社に委任状を提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会等

（取締役の員数）

第20条 本会社に17名以内の取締役を置く。

2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

（取締役の選任決議）

第21条 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 前項の選任決議は、累積投票によらない。

3 補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（取締役の任期）

第22条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第23条 本会社に、社長1名を置き、取締役会の決議をもって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から選定する。

2 本会社には、会長1名並びに副社長及び常務取締役各若干名を置くことができる。

3 前項の会長、副社長及び常務取締役の選定については、第1項の規定を準用する。

4 社長は、会社を代表する。

5 社長のほか、取締役会の決議をもって、会社を代表する取締役（監査等委員であるものを除く。）若干名を選定することができる。

6 社長は、取締役会の決議に基づき、会社の業務を総理する。

7 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役（監査等委員であるものを除く。）がその職務を行う。

（取締役会）

第24条 取締役会は、社長が招集し、その議長となる。

- 2 会長を置いた場合には、前項の規定にかかわらず、取締役会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長に事故があるときは、この限りでない。
- 3 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。
- 4 取締役会を招集するには、会日より3日前までに、各取締役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。
- 5 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 6 前項の規定にかかわらず、本会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
- 7 取締役会に関するその他の事項は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。

(相談役及び顧問)

第25条 本会社に、取締役会の決議により、相談役及び顧問各若干名を置くことができる。

- 2 相談役は、本会社の業務一般について、顧問は、特定の業務について、社長の諮問に応ずるものとする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役の責任免除)

第27条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第28条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員若干名を選定する。

(監査等委員会)

第29条 監査等委員会を招集するには、会日より3日前までに、各監査等委員にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

3 監査等委員会に関するその他の事項は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第30条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第31条 本会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当等)

第32条 本会社は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）

第151条第1項に基づき、振替機関より通知された毎事業年度末日における株主又は当該通知において当該株主の有する株式の質権者として示された者のうち、次に掲げる者に対して、剰余金の配当をすることができる。

(1) 株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者

(2) その有する株式の全部若しくは一部について日本電信電話株式会社等に関する法律第6条に基づき、株主名簿に記載されなかった若しくは記録されなかった株主又は当該株主の有する株式の質権者

2 前項の剰余金の配当については、前項に掲げる者が受領遅滞の日から起算して3年以内に受領しないときは、本会社はその義務を免れる。

3 剰余金の配当には、前項の期間内であっても、利息を付さない。

(中間配当)

第33条 本会社は、振替法第151条第1項に基づき、振替機関より通知された毎年9月30日における株主又は当該通知において当該株主の有する株式の質権者として示された者のうち、前条第1項各号に掲げる者に対して、剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、中間配当に準用する。

(附則)

第1条 定款第1条及び第2条第1項の変更は、2025年7月1日から効力を生ずるものとする。なお、本条は、定款第1条及び第2条第1項の変更の効力発生をもってこれを削除し、次条を繰り上げるものとする。

第2条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、第40回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。